

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月18日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市西区草津南4丁目6-10
氏名	タマホーム(株)広島支店
	支店長 玉木 裕太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-270-0958
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	タマホーム株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市西区草津南4丁目6-10
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	51億円
③従業員数	74人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック→焼却→埋立 紙くず→破砕→原燃料 木屑→破砕→燃料チップ・ボード・原燃料 金属くず→破砕・切断→再生原料 ガラス・陶器くず→破砕→再生砕石→埋立 がれき類→破砕（焼却）→再生路盤材（原燃料） 石膏ボード→破砕→石膏・製紙原料 汚泥→乾燥→焼却→埋立

条例別紙1
 (条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量					
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻														
汚泥														
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	53.6	52									53.6	52		2.6
紙くず	135.2	131.2									135.2	131.2		6.6
木くず	202.8	196.8									202.8	196.8		9.8
繊維くず	3.9	3.7									3.9	3.7		0.2
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	32.7	31.7									32.7	31.7		1.6
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	84.4	81.9									84.4	81.9		4.1
鋳さい														
がれき類	0.2	0.1									0.2	0.1		
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
石膏ボード	38.9	37.7									38.9	37.7		1.9
安定型混廃	19.3	18.7									19.3	18.7		0.9
管理型混廃														
合計	571	553.8	0	0	0	0	0	0	0	0	571	553.8	0	27.7

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

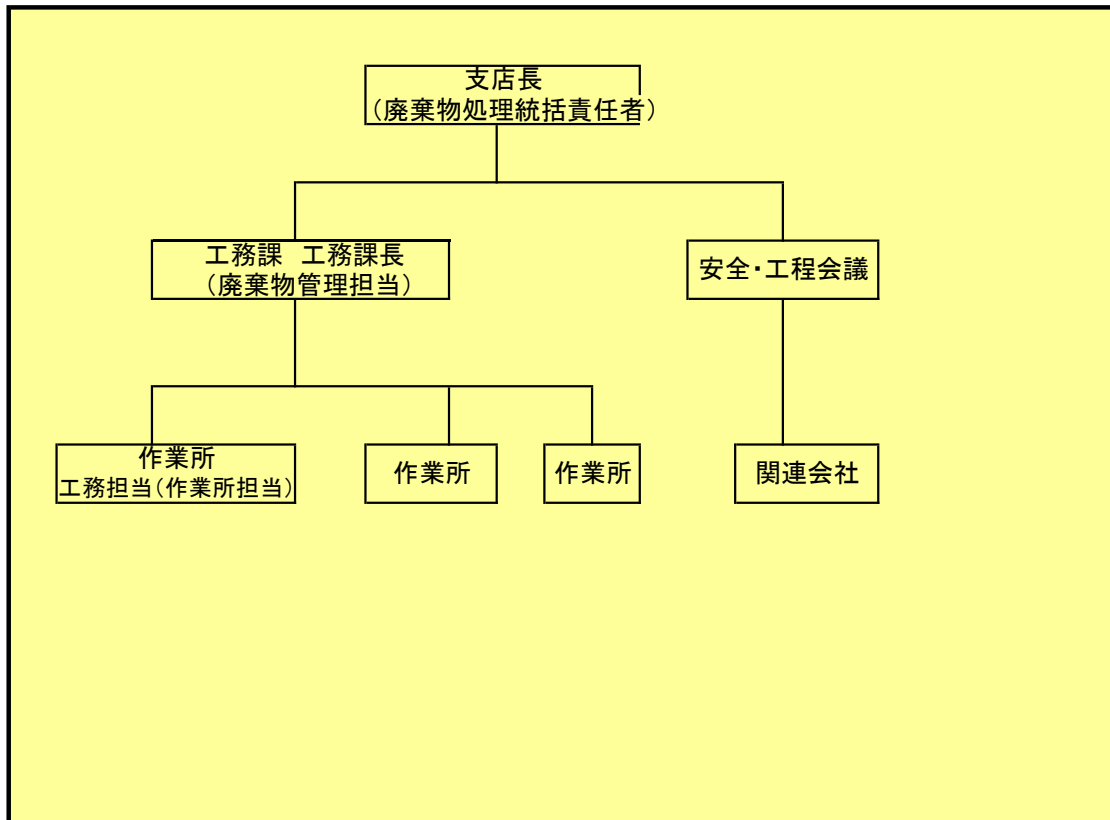
単位:トン／年						
産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項					
	再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻						
汚泥						
廃油						
廃酸						
廃アルカリ						
廃プラスチック類	32.4	36.6				
紙くず	135.2	131.2				
木くず	202.8	196.8				
繊維くず	0.8	1.1				
動植物性残さ						
動物系固形不要物						
ゴムくず						
金属くず	32.7	31.7				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8.4	16.4				
鋳さい						
がれき類						
動物のふん尿						
動物の死体						
ばいじん						
石膏ボード	35	37.7				
安定型混廃		1.9				
管理型混廃						
合計	447.3	453.4	0	0	0	0

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・梱包材や養生材を削減 ・木材のプレカット化 ・配管類のユニット化 ・発生抑制に関する情報収集
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・発生抑制のための調達方法の工夫 ・工法の改善検討(汚泥) ・梱包材の簡素化

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・がれき類(コンクリート塊)、木材を分別 ・石膏ボードを分別
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・上記に加え、管理型処分産業廃棄物と安定型処分産業廃棄物に分別を実施予定 ・分別に関する情報収集

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施
②計画 (今後実施する予定の取組)	・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・再生処理を中心にした産業廃棄物処理業者の選定を促進する ・委託処分事業者の現地確認を実施する ・委託業者任せにせず、性情等を把握する